

運営に関する基準

1 心身の状況等の把握

基準

指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議(中略)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

【基準条例第 204 条 (第 14 条の準用)】

事例

- ✓ サービス担当者会議に参加した際の記録が見受けられない。

指導・ポイント

- サービス担当者会議の記録がない例が見受けられるので、参加した際の記録を残すこと。

2 利用料等の受領

基準

(利用者から次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。)

前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、当該利用者に負担させることが適当と認められるもの。

【基準条例第 193 条第 3 項第 7 号】

(各サービス種類ごとの「その他の日常生活費」の具体的な範囲について)

利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを施設が提供する場合に係る費用。

(前略)「教養娯楽として日常生活に必要なもの」とは、例えば、事業者又は施設がサービスの提供の一環として実施するクラブ活動や行事における材料費等が想定されるものであり、すべての利用者等に一律に提供される教養娯楽に係る費用について、「その他の日常生活費」として徴収することは認められないものである。

【通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(H12.3.30 老企第 54 号)別紙(2)②、(7)②】

事業者等が、サービスの提供の一環として実施するクラブ活動や行事のうち、一般的に想定されるもの(例えば、作業療法等機能訓練の一環として行われるクラブ活動や入所者等が全員参加する定例行事)における材料費等は保険給付の対象に含まれることから別途徴収することはできない(後略)

【「その他の日常生活費」に係る Q & A (H12.3.31 厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室 事務連絡)】

事例

- ✓ 「レクリエーション、行事、クラブ活動、新聞・雑誌」について、教養娯楽費として一律に利用者に負担をさせていた。

指導・ポイント

- 保険給付の対象となる費用については、教養娯楽費として利用者には負担させないこと。

介護報酬

1 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費

基準

利用対象者は、在宅において生活しており、当該サービスを提供するに当たり常時看護職員による観察を必要とする難病等を有する重度者又はがん末期の利用者を想定している。

所要時間による区分については、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画に位置付けられた内容の短期入所生活介護を行うための標準的な時間によることとされたところであり、(後略)

【報酬告示留意事項通知第2の3の(7)①】

事例

- ✓ 宿泊利用を予定していた胃ろうの利用者が、緊急で日帰り利用となった際に、特定介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定していた。

指導・ポイント

- 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費の利用対象者は、常時看護職員による観察を必要とする者であるので、単に胃ろうであることのみでは対象とはならない。
- また、短期入所療養介護計画に位置付けられた所要時間に応じた所定単位数が算定されることから、本来宿泊予定であった利用者は該当しない。